

I. 調査の趣旨・目的

全国約420万の中小企業・小規模事業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項及び第5項の定めによる。以下同じ。）は、革新的な技術の創造の担い手として、また地域経済の担い手として我が国の産業競争力の源泉をなす存在であり、その事業活動の活性化は日本経済の成長と発展のために必要不可欠である。中小企業・小規模事業者の経営戦略において、自らが保有する優れた技術等を権利化し有効活用する知的財産活動は、経済のグローバル化に対応する意味でも重要である。

しかしながら、中小企業・小規模事業者の特許出願件数は、2012年に下げ止まりを見せたものの、近年は緩やかな減少傾向にあるなど、中小企業・小規模事業者においては、資金やノウハウ、人材の不足などにより、今日の事業環境において競争力を確保していく上で必須である知的財産活動が必ずしも十分に取組みられてはいない現状となっている。

こうした背景を踏まえ、政府において策定された今後の10年程度を見据えた「知的財産政策に関する基本方針」（平成25年6月7日閣議決定）では、4本柱の1つとして「中小・ベンチャー企業の知財マネジメント強化支援」を打ち出し、中小企業に対する知財支援を強化する方針が示されている。さらに、産業構造審議会知的財産分科会（平成26年2月24日）とりまとめの中でも、「中小企業・地域への支援強化」が、今後の取り組みのあり方の3つの柱の一つとされているところである。

そのため、本調査では、今後、政府において中小企業・小規模事業者に対する知財支援の強化に向けた検討を進めるにあたり必要となる、中小企業・小規模事業者全般の知的財産活動について多角的な調査・分析を行い、定量的かつ定性的に現状及び課題を明らかにするための基礎資料を作成することを目的とする。